

神戸大学学生寮細則

(趣旨)

第1条 この細則は、神戸大学学生寮規則(以下「規則」という。)の規定による学生寮の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(入寮願の様式及び必要書類)

第2条 規則第7条に規定する入寮願の様式は別紙様式1-1のとおりとし、必要書類は次のとおりとする。

- (1) 家庭状況等調書(別紙様式1-2)
- (2) 所得証明書等
- (3) 理由書(特別の理由がある場合に限る。)(任意様式、A4版)

2 外国人留学生は、原則として別紙様式1-3による入寮願を提出することとする。

(入寮者選考基準)

第3条 規則第8条に規定する入寮者選考基準は、別紙1のとおりとする。

2 外国人留学生については、外国人留学生の入寮者選考等に関する申合せのとおりとする。

(入寮許可書)

第4条 入寮を許可したときは、別紙様式2による入寮許可書を交付するものとする。

(入寮手続)

第5条 入寮を許可された者は、指定された日時までに入寮手続を行い、別紙様式3による入寮誓約書を提出しなければならない。

(外国人留学生の在寮期間)

第6条 規則第11条第3項の外国人留学生の在寮期間は、次のとおりとする。

- (1) 単身室に入寮する外国人留学生 1年以内
- (2) インターナショナル・レジデンス及び国際交流会館の夫婦室、家族室に入寮する外国人留学生及びその家族 3年以内

(在寮期間の延長)

第7条 規則第11条第4項に規定する在寮期間の延長を希望する者は、管理運営責任者が指定する期日までに、別紙様式4による入寮許可期間延長願を提出しなければならない。

2 入寮許可期間延長願は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合に限り提出することができるものとする。

- (1) 学資負担者が死亡し、又は風水害等の災害を受けたことにより経済的困窮が認められる場合
- (2) 学資負担者の勤務先等が倒産し、又は学資負担者が失職し若しくは行方不明となり経済的困窮が認められる場合
- (3) 学資負担者が事故又は疾病により6月以上の療養が必要のため、経済的困窮が認められる場合
- (4) 外国の交流協定校への留学が修業年限を超えて在学する要因となった場合
- (5) その他、延長が必要と認められる場合。

3 在寮期間の延長は最長1年とし、管理運営責任者が別紙様式5による入寮期間延長許可書を交付して行うものとする。

(寄宿料の納付方法)

第8条 規則第12条に規定する寄宿料は、次に定める納付額を本学が指定する方法で所定の期日までに納付しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると認められる場合は、当該年度内に徴収する寄宿料総額の範囲内で、本学が指定する方法以外の納付方法により納付することができる。

学生寮名	納付額
住吉国際学生宿舍、白鷗寮	月額3月分又は1年分
住吉寮、女子寮、国維寮	月額
インターナショナル・レジデンス	月額
国際交流会館	月額

2 寄宿料については、入寮又は退寮が月の途中であっても、1月分を納付しなければならない。

(寄宿料の免除)

第9条 規則第13条第1項第2号に規定する寄宿料の免除を希望する者は、別紙様式6による寄宿料免除願を提出しなけ

ればならない。

- 2 寄宿料の免除は、管理運営責任者が別紙様式 7 による寄宿料免除決定通知書を交付して行うものとする。

(経費の負担区分)

第 10 条 規則第 14 条第 1 項に規定する光熱水料以外の費用は、次の区分により、所定の期日までに納付しなければならない。また、費用の料金は別表 1 に定めるとおりとし、月額のものについては、入寮又は退居が月の途中でであっても、1 月分を納付しなければならない。既納の費用については、特別な理由がない限り返還しない。

- (1) 住吉寮，女子寮，国維寮，住吉国際学生宿舎及び白鷗寮入寮者は、共益費及び入寮時徴収金
- (2) インターナショナル・レジデンス入寮者は、共益費及び退去時の清掃費
- (3) 国際交流会館单身室，夫婦室及び家族室入寮者は、共益費及び退去時の清掃費

- 2 規則第 14 条第 2 項に規定する経費の負担区分は、別表 2「学生寮における光熱水料等の経費負担区分」に掲げるとおりとする。

(退寮手続)

第 11 条 規則第 17 条第 1 項に規定する退寮願は、別紙様式 8 のとおりとし、退寮予定日の 2 週間前までに提出しなければならない。

(退寮命令)

第 12 条 規則第 18 条の規定により、管理運営責任者が退寮を命ずるときは、別紙様式 9 による退寮命令書を交付して行うものとする。

附 則

この細則は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 神戸大学インターナショナル・レジデンス及び国際交流会館細則(平成 16 年 4 月 1 日制定)は、廃止する。